

定山溪観光魅力アップ修景支援事業補助金 募集要領

1 事業概要

(1) 事業目的

この事業は、定山溪地区景観まちづくり指針（札幌市、平成29年6月策定）及び第2次定山溪観光魅力アップ構想（札幌市、令和8年3月策定）に基づき、定山溪エリアの特性に応じた魅力的な景観の形成を推進することにより、温泉街の賑わいと集客力の更なる向上を目指すものです。

そのため、定山溪地区景観まちづくり指針で定める景観誘導区域内において、修景（※）事業を実施する方に対し、事業にかかる経費の一部を補助する制度です。

※ 修景：自然の美しさを損なわないように風景を整備すること

(2) 事業イメージ



（参考）第2次定山溪観光魅力アップ構想（札幌市、令和8年3月）抜粋

【コンセプト】

国内外の来訪者を魅了する持続可能な温泉観光地 「札幌定山溪」

【基本方針】

基本方針1 定山溪の魅力を感じる街並みや景観の維持/形成

方向性1 豊かな自然を大切にする景観まちづくり

方向性2 歩いて楽しい賑わいとおもてなしを感じる景観まちづくり

方向性3 渓谷美を守り活かす景観まちづくり

方向性4 湯の町の成り立ちを継承する景観まちづくり

2 補助内容

(1) 補助対象事業と経費

定山溪地区景観まちづくり指針で定める景観誘導区域内において、下表に定める補助対象事業のいずれかを行うもの又は複数を組み合わせて行うものに対し、補助を行う。詳細については下表のとおり。

【補助対象事業、補助率及び補助上限額】

補助対象事業	補助要件	補助率	補助上限額	関係する指針の項目
1 緑化修景事業	(1) 道路に接している敷地部分、駐車場のいずれかにおいて、新たに植栽を行う際の費用を補助	1 / 2	8,000千円	5-(1)-1-① 5-(1)-1-③ 5-(1)-1-④ 5-(3)-1-②
	(2) (1)のうち定山溪の在来種を緑化面積の2 / 3以上用いて植栽を行う場合	1 / 2	10,000千円	5-(1)-1-②
	(3) 眺望点から望める溪谷沿いにある敷地部分において新たに植栽を行う場合の費用を補助 (図2参照)	2 / 3	8,000千円	5-(1)-1-① 5-(1)-1-③ 5-(1)-1-④ 5-(3)-1-②
	(4) (3)のうち定山溪の在来種を緑化面積の2 / 3以上用いて植栽を行う場合	2 / 3	10,000千円	5-(1)-1-②
2 滞留空間設置事業	(1) 建築物の1階部分に低層部のにぎわいの連続性を意識した下記のいずれかの整備を行う場合に要する費用を補助 ・歩行者を引き込むような滞留空間を新たに設ける場合 ・ガラス面を多く設け、室内の様子がうかがえるよう工夫するなど、開放的なデザインに改修する場合	1 / 2	10,000千円	5-(2)-1-④
	(2) (1)のうち、指定路線に接する場所に整備を行う場合 (別図2参照)	2 / 3	10,000千円	
3 外構修景事業	(1) 建築物の外構に、自然素材を利用した板塀、竹垣等を設置する場合に要する費用を補助	1 / 2	1,000千円	5-(2)-1-⑤
	(2) 駐車場に、素材や色彩に配慮した塀・柵を設置する場合 (既設の塀・柵の塗装や改修を含む)	1 / 2	1,000千円	5-(3)-1-① 5-(3)-1-③
	(3) (1)及び(2)のうち指定路線に接する場所に設置する場合 (図2参照)	2 / 3	1,000千円	5-(2)-1-⑤ 5-(3)-1-① 5-(3)-1-③

4	建築設備等修景事業	申請者が管理する物件について、屋外に露出し景観を阻害する給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい、移設又は改善に係る費用を補助	1 / 2	8,000千円	5-(2)-1-⑦ 5-(2)-1-⑧ 5-(2)-1-⑨
5	外観修繕事業	温泉街としてふさわしい街並みが保たれるよう、建築物や工作物の外観の修繕（外壁の塗替、破損個所の修繕等）に要する費用を補助	1 / 2	7,000千円	5-(2)-1-⑩
6	景観演出事業	歩行空間を魅力的に演出するための建築物の装飾、屋外照明、広告物等の設置に要する費用を補助	1 / 2	1,000千円	5-(2)-1-⑥ 5-(4)-1-① 5-(5)-1-③ 5-(5)-1-④ 5-(5)-1-⑧

※ 補助金の交付申請額が300千円に満たない場合は、対象外となります。

※ 申請をご検討されている事業について、事前にお問い合わせください。

(2) 補助対象区域

補助の対象となる区域は、定山溪地区景観まちづくり指針で定める「景観誘導区域」とします（図1、図2参照）。

図1

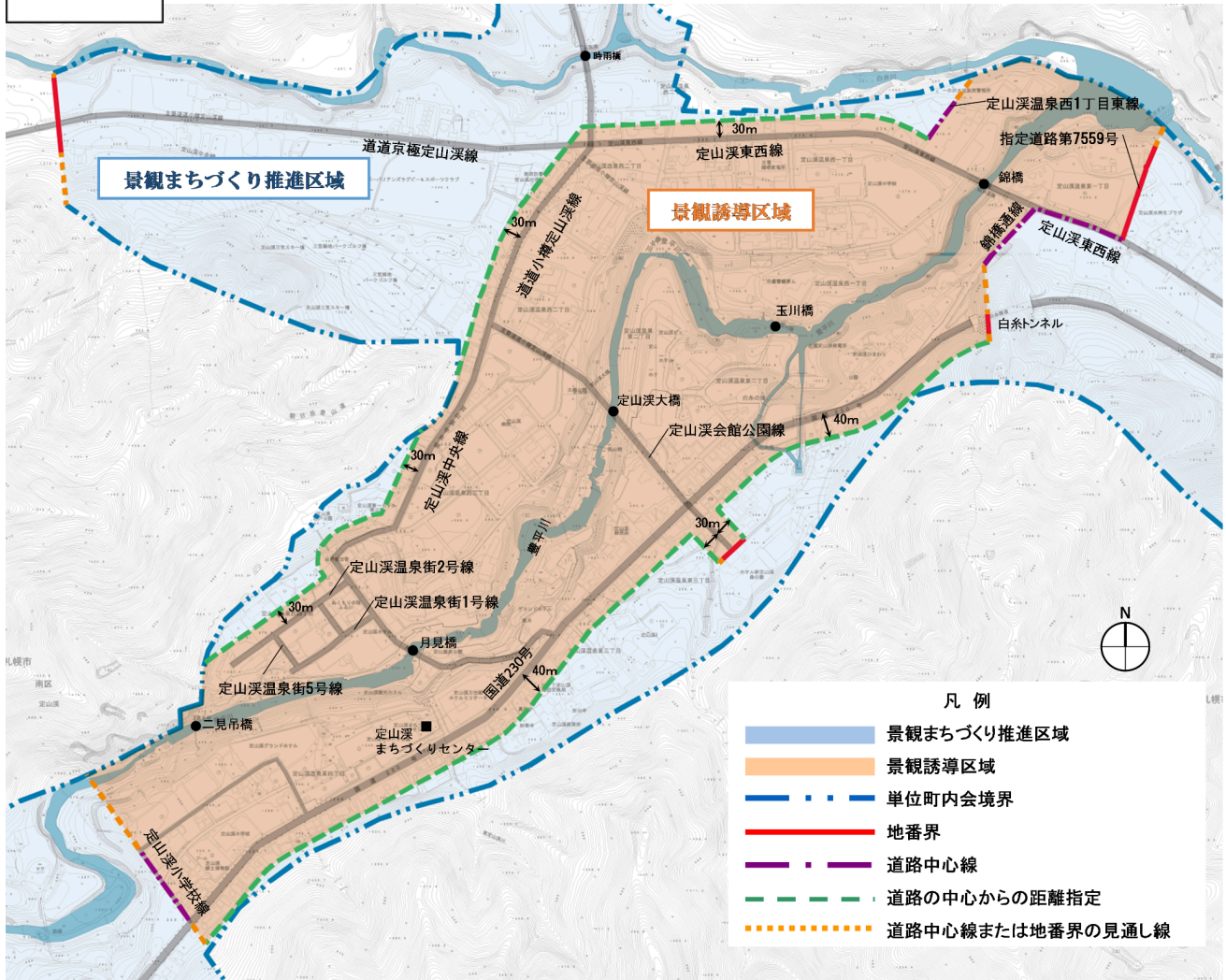
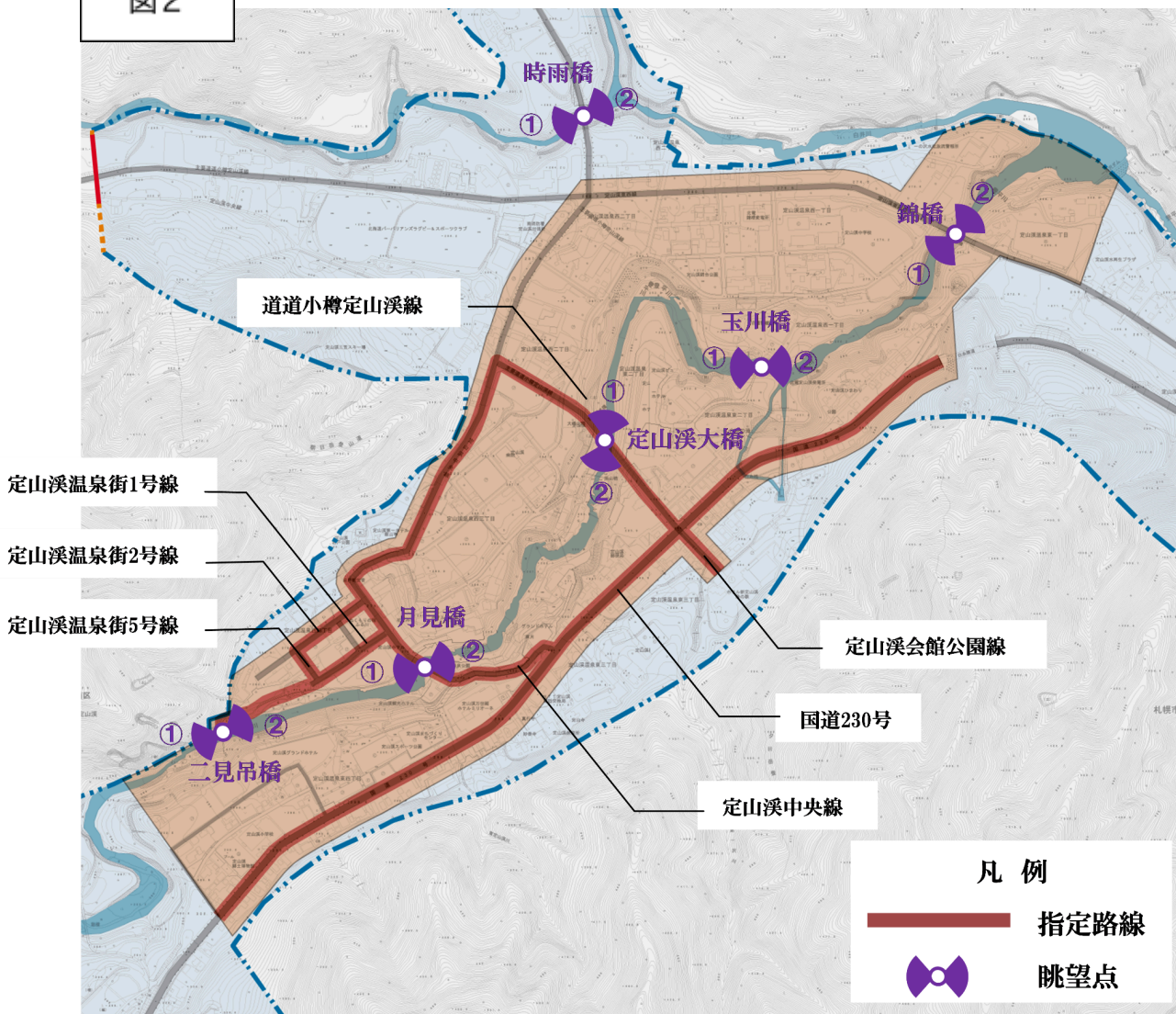


図2



(3) 対象となる敷地・建築物・工作物

ア 下記いずれかの用途に該当すること。

- (ア) 宿泊業（ホテル、旅館等）
- (イ) 飲食サービス業（カフェ、レストラン、軽食、バー等）
- (ウ) 小売業（土産店、雑貨店等）
- (エ) 観光関連サービス業（観光案内、アクティビティ、ギャラリー等）
- (オ) 通信サービス業

イ 建築基準法、都市計画法、屋外広告物法、景観法及びその他関係法令に適合していること。

ウ 建築基準法に基づき、修景を行っても安全性が確保されること。

エ 国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずるものが所有する敷地・建築物・工作物でないこと。

オ 原則として、この要綱の別表に定める補助対象事業について、同一年度内に同一の補助を受けた敷地・建築物・工作物でないこと。なお、異なる年度において同一の補助を受けようとする場合は、自然災害による破損部の発生、誘客促進を理由とした改修等、真に必要とされる場合に限り認めるものとする。

(4) 申請できる方

下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ア 国、地方公共団体その他公共的団体又はこれらに準ずるものを除く法人又は20歳以上の個人
- イ 補助事業を行う敷地及び建築物の所有者又は建築主又は権原に基づく占有者
- ウ 市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していない者
- エ 札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者
- オ 補助事業を完了した日から5年間継続的に維持管理が可能であると認められる者
- カ 対象となる敷地及び建築物を所有していない場合、又は複数の所有者が存在する場合は、所有者全員の承諾が得られる者

3 申請及び交付決定について

(1) 申請期間及び方法

【申請期間】

令和8年5月25日（月）～令和8年6月22日（月）17時（必着）

【申請方法】

持参、郵送又は電子メール

※ 書類に不備がある場合は受付できません

※ 電子メールの場合は、kanko@city.sapporo.jp までご提出ください。

【申請書類】

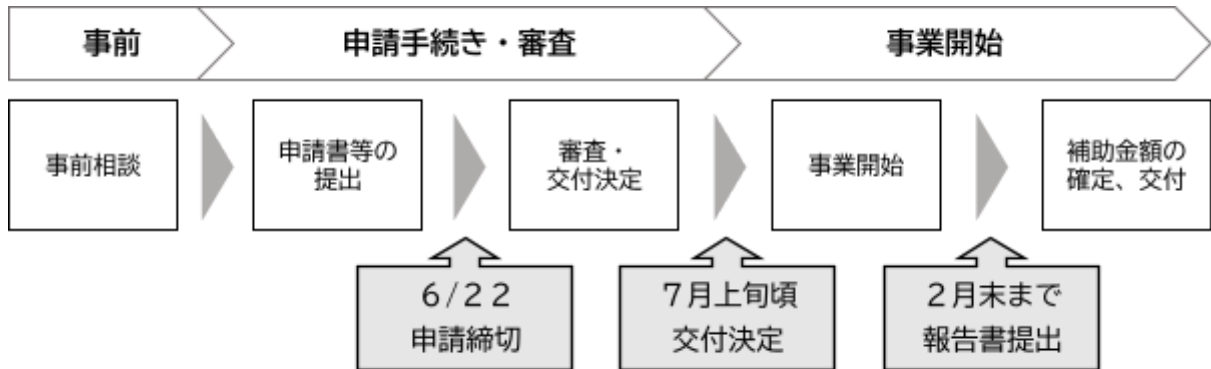
札幌市公式ホームページ（以下URL）からダウンロードできます

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/r8syukei.html>

- ア 【様式1】 補助金交付申請書
- イ 【様式2】 事業計画書
- ウ 【様式3】 収支予算書
- エ 【様式4】 誓約書兼同意書
- オ 工事見積書
- カ 位置図
- キ 事業に係る設計書
（敷地平面図及び建物配置図、修景場所の位置図、緑化面積求積図等）
- ク 修景場所の現況写真
- ケ 納税証明書（最新のもの）
- コ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（最新のもの）
- サ 不動産（土地、建築物）の所有又は賃借等を証する書類
- シ 対象となる敷地・建築物・工作物が建築基準法、都市計画法、屋外広告物法、景観法及びその他関係法令に適合していることを証する書類
（例：確認台帳記載事項証明書 など）

- ス 申請者と敷地・建築物の所有者等が異なる場合にあっては、敷地・建築物所有者等の承諾書又は承諾を確認することのできる書類
- セ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請から交付決定までの流れ



※ 事業の着工や費用支払いは、交付決定後に行ってください。

(3) 交付決定のための審査

6月22日までに申請があったものについて、7月上旬に書類審査を実施し、補助交付対象者を決定します。ただし、申請者多数の場合は、審査委員会を設置して交付の可否を決定することがあります。

(4) 交付決定後の手続き

【交付決定】

審査の結果決定した補助対象者に対し、補助金の交付決定通知書を送付します。

※ 選定されず交付決定しない場合も、その旨を通知いたします。

【交付決定後の事業内容の変更】

事業計画の内容変更及び中止は、原則認められません。もし大幅な内容変更等がある場合、速やかに「【様式7】変更等承認申請書」を提出し、札幌市の了承を得る手続きをしてください。変更内容によっては、交付決定を取り消すことがあります。

【事業実績報告】

事業完了日から30日以内又は令和9年2月末日のうち、いずれか早い日までに以下の書類を提出していただきます。

実績報告書の内容審査をしたうえで補助金額を確定し、交付いたします。

- ア 【様式9】実績報告書
- イ 【様式10】収支決算書
- ウ 【様式12】銀行口座振込同意書
- エ 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）
- オ 補助事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- カ 修景場所の完了写真（完了前・完了後がわかるもの）
- キ その他市長が必要と認める書類

4 その他

(1) 補助金の取り消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、要綱又は通知書に記載した内容及び条件への違反などがあった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命じます。

(2) 事業中止の取り扱い

補助金の交付を受けた方が、交付を受けた年度を含めて5年以内に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付目的に反して使用、解体、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する場合、既に交付した補助金を返還していただく場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

(3) 情報の公開

提出していただいた書類はすべて公文書となり、補助の可否にかかわらず返却できませんので、ご了承ください。

また、補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ応募していただくようお願いします。

(4) 消費税の扱い

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生します。この還付と補助金が重複しないよう、**原則として補助対象経費には消費税額を含めない**こととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者については、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない者
- ② 免税事業者
- ③ 簡易課税事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限り）、消費税法別表第3に掲げる法人
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(5) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定含む）については、交付申請を行うことができません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

5 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市 経済観光局 観光・MICE推進部 観光・MICE推進課 定山溪振興担当係
電話：011-211-2376（月～金曜日、9時～17時）

【参考】定山溪の主な在来種（50音順）

<樹木>

アオダモ、アカエゾマツ、アキグミ、アズキナシ、イタヤカエデ、イヌエンジュ、エゾアジサイ、エゾムラサキツツジ（トキワゲンカイ）、エゾヤマザクラ、オオカメノキ、オオモミジ、オニグルミ、カツラ、キタコブシ、キバナシャクナゲ、サワシバ、シウリザクラ、シナ、シラカバ、タニウツギ、ノリウツギ、ナナカマド、ニガキ、ハウチワカエデ、ハクウンボク、ハシドイ、ハシバミ、ハルニレ、フッキソウ、ホオノキ、ミズナラ、ムラサキヤシオツツジ、ヤチダモ、ヤマグワ、ヤマツツジ（アカツツジ）、ヤマブドウ、ヤマモミジ

<草花>

イワガラミ、エゾエンゴサク、エゾノハナシノブ、エゾノリュウキンカ、エンレイソウ、オオタチツボスミレ、オオバナノエンレイソウ、オクエゾサイシン、カタクリ、キバナノアマナ、コキンバイ、サンカヨウ、シラネアオイ、ダイヤモンドソウ、ツタウルシ、ツバメオモト、ツルアジサイ、ナツツタ、ニリンソウ、ネコノメソウ、ヒトリシズカ、マルバキンレイカ、ミヤマエンレイソウ、ヤマシャクヤク、ヤマハナソウ、

※ 上記以外の樹木、草花については、お問い合わせください。